

学んでみよう。 介護保険のこと

介護保険は、実際に介護が必要な状態にならないと実感が湧かない保険制度でないでしょうか？
そこで数回に分けて、介護保険の制度や仕組みを紹介します。
今回は「介護保険料」についてです。

●介護保険料の納め方

65歳以上の方は、特別徴収（年金からの天引き）と普通徴収（納付書または口座振替）の2種類があります。



65歳以上の方 (第1号被保険者)

夫婦や扶養家族の方も一人ずつ計算し、それぞれ納めていただきます。

普通徴収(納付書または口座振替)

- 年金受給額が年額18万円未満の方
 - 老齢福祉年金を受給されている方
 - 年金を受給されていない方
- 納付書を使用し金融機関または役場で納めるか、口座振替による自動引落としとなります。



40歳以上65歳未満の方 (第2号被保険者)

加入している医療保険料の中に介護保険分が含まれ、納めています。

特別徴収(年金からの天引き)

- 年金受給額が年額18万円以上の方
- 年金の支給月に介護保険料が天引きされます。
※下記の方は一時的に特別徴収の対象から外れ、普通徴収となります。

- ☆年金の支給が差し止めになった方
- ☆年金を担保に融資を受けた方
- ☆65歳になったばかりの方
- ☆町外から転入された方
- ☆年度の途中で遺族年金や障害年金の受給が始まった方
- ☆年金の現況届の提出が遅れた方 など

●特別徴収開始時期

特別徴収の開始時期は右表のとおりです。

- 年金受給額（見込額）が年間18万円以上であり、
- ①年金を受給していて、65歳に達した
- ②65歳以上で、年金を受給し始めた
- ③年金を受給していて他の市町村から転入してきた
- ④停止していた年金支給が再開された
(現況届の遅延提出など)

①～④に該当した時期	特別徴収開始月
4月2日～10月1日	4月
10月2日～12月1日	6月
12月2日～2月1日	8月
2月2日～4月1日	10月

- 特別徴収が開始された方は、来年も特別徴収が継続されます。
- 特別徴収が継続された方は、2月の天引金額が4月・6月・8月に天引きされる金額と同じになります。
- 4～8月と10～2月のそれぞれの天引金額に極端な差額が発生する見込みがあった場合、6月と8月の天引金額を変更することがあります（平準化）



●途中で特別徴収に変更となる方は注意!

年度の途中から特別徴収に変わる方で、8月または10月から特別徴収になる方は、一時的に普通徴収となる期間があります。

(例)8月から特別徴収が開始される場合



ここに気を付けて!!

7月分は普通徴収なので、自分で納めなければなりません。「天引きが始まったから」と思われて未納のままになっているケースが見受けられます。

●介護サービス利用時に滞納があると?

介護保険サービスは保険料を納めると利用料の1割負担で利用でき、また、その負担額が高額になった場合は「高額サービス費」の申請により所得によって異なりますが一定の額を超えて支払った分が、後日支給されます。

(例)ヘルパー支援やデイサービスを利用し、267,100円(10割分)の利用料が発生して、高額サービス費を申請できる場合

滞納が
無ければ

267,100円×1割=26,710円を負担します。

その後、高額サービス費を申請すると、15,000円を超えた分(11,710円)が支給されます。

介護サービスの負担額15,000円

滞納が
あると

267,100円×10割=267,100円を一度負担します。

その後、申請により9割分(240,390円)が支給されます。ここで差引負担額が26,710円となります。●高額サービス費は申請できるので、15,000円を超えた分(11,710円)が支給されます。

介護サービスの負担額15,000円

さらに

滞納が
続くと

267,100円×3割=80,130円を負担します。

●高額サービス費は申請不可となります。

介護サービスの負担額80,130円

●介護保険料を滞納してしまったら

一度に全額納めるのはなかなか困難です。まずは下記に連絡してください。分割納付や定額納付などそれぞれ状況に合わせた納付方法について相談させていただきます。



問い合わせ／役場住民課介護保険係 (1階④番口☎485-2111内線138)